

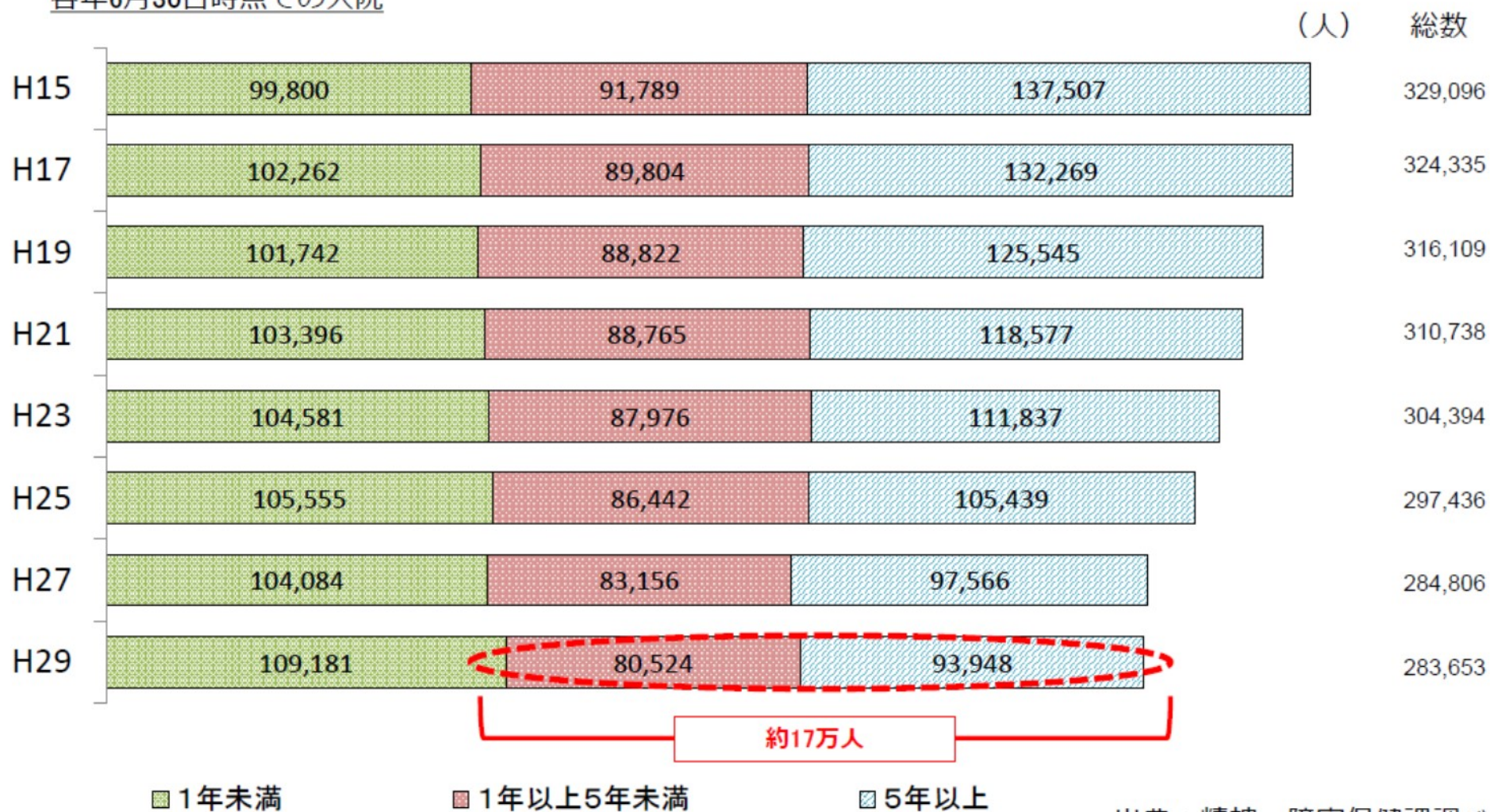
## これまでの国の精神保健施策の経緯等について(概略)

- 平成16年9月に厚生労働省精神保健福祉本部で策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療から地域生活中心へ」という理念が示される。
- 平成26年には精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」において、この理念を支えるための精神医療の実現に向けた、精神障害者に対する保健医療福祉に携わるすべての関係者が目指すべき方向性が示される。
- 平成29年2月の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書では、「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明確にされた。

# なぜ精神障害にも地域包括ケアが必要か

○ 精神疾患による入院患者の在院期間は、1年以上が約17万人、うち5年以上が約9万人である。

各年6月30日時点での入院

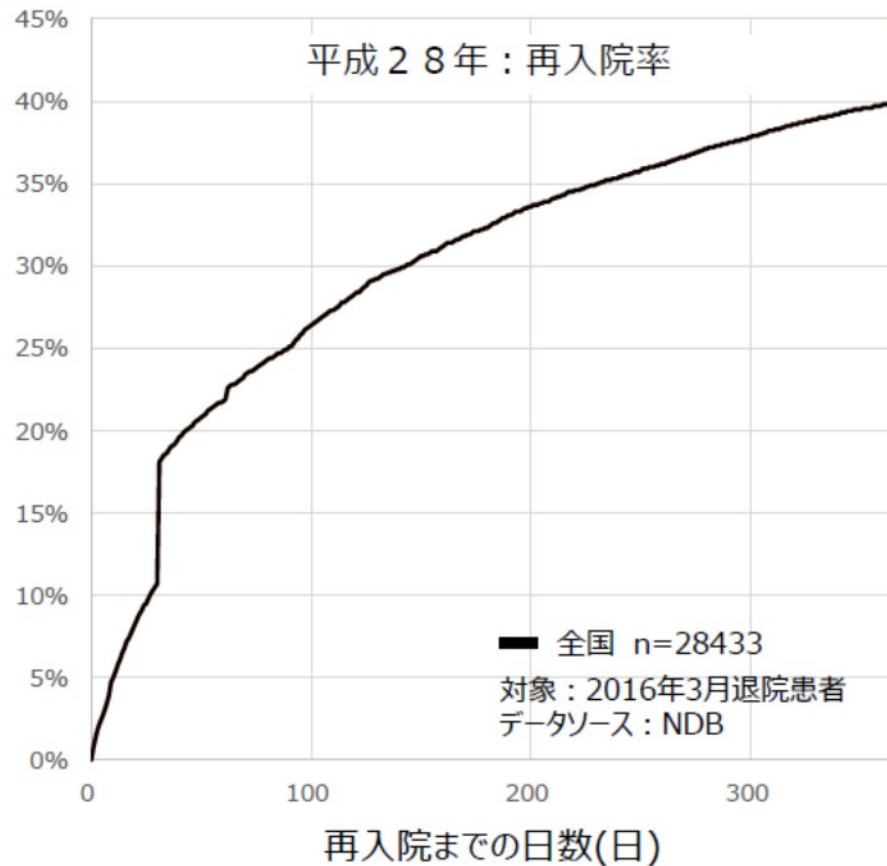


出典：精神・障害保健課調べ

# なぜ精神障害にも地域包括ケアが必要か

- 精神病床からの退院者の約4割が1年以内に再入院している。
- 精神障害者の多くが必要な地域サービスを十分利用できていない。

## 精神病床からの退院者の再入院率



出典：平成29年精神保健福祉資料（全国）

## 重症精神障害者の退院後の地域サービス利用状況

3つの精神科病院における新規入院者で、スクリーニング調査により、包括的支援が必要とされた者のうち、退院後に居住地区における地域サービスを利用していた者の割合は

**約33%**

山口創生 他：重症精神障害者における退院後の地域サービスの利用状況とコスト：ネステッドクロスセクショナル調査。精リハ誌，2015



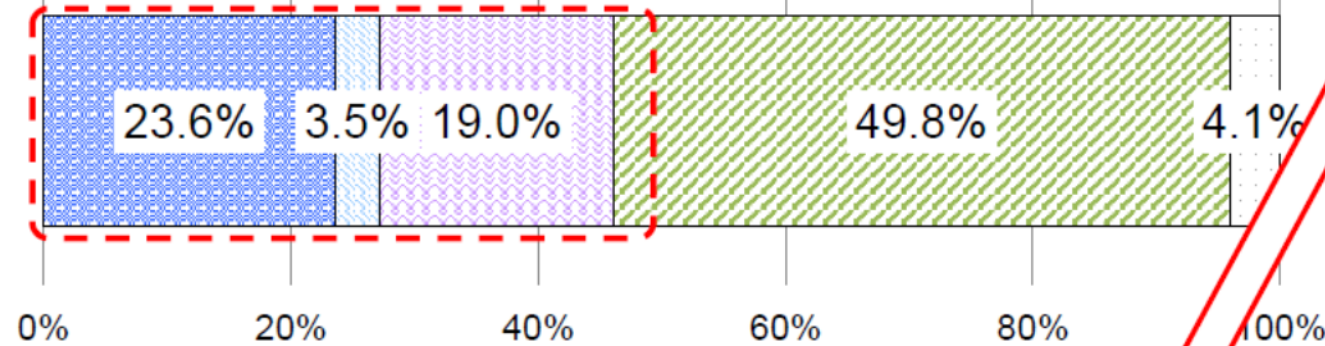
# なぜ精神障害にも地域包括ケアが必要か

## 精神療養病棟に入院する患者の退院の見通し

平成27年10月23日  
中医協総会資料より編

- 精神療養病棟に入院する患者の約 1 / 2 が、在宅サービスの支援体制が整えば退院可能とされている。

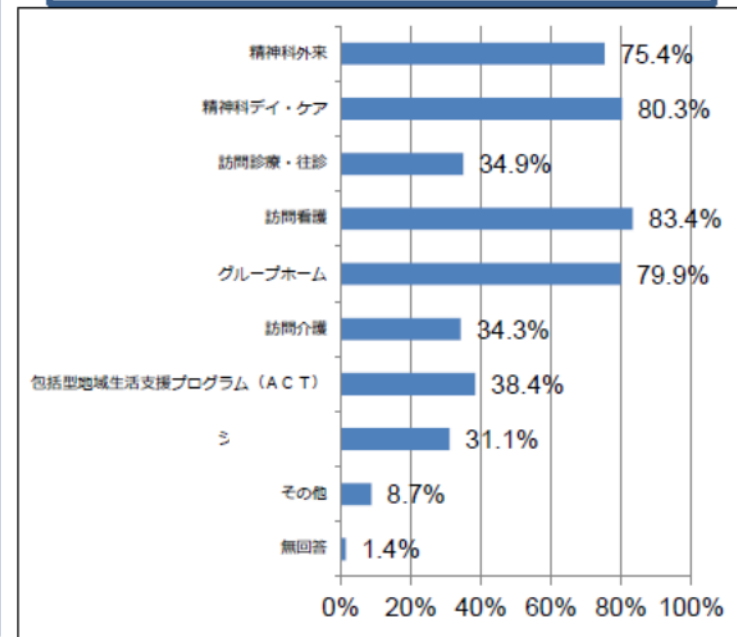
精神療養病棟入院  
患者 (n=1409)



- 現在の状態でも在宅サービスの支援体制が整えば退院可能
- 在宅サービスの支援体制が新たに整わずとも近い将来退院可能
- 在宅サービスの支援体制が整えば近い将来に退院可能
- 状態の改善が見込まれず将来の退院を見込めない
- 無回答

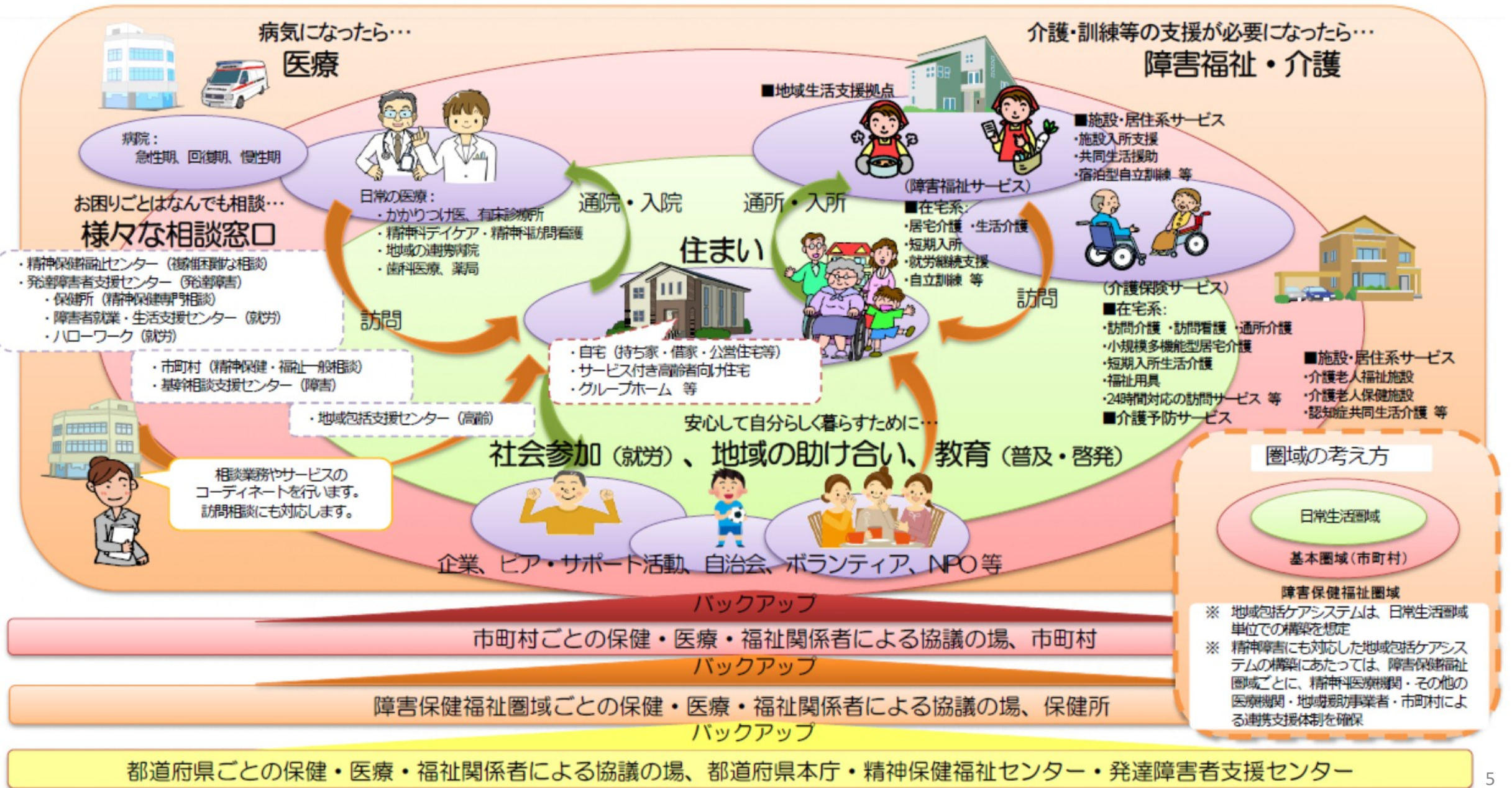
### 基盤整備が必要

精神療養病棟の入院患者が、地域へ移行する上で重要となる事業・サービス等  
(精神療養病棟入院料算定病棟、複数回答、n=289)



出典：平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査

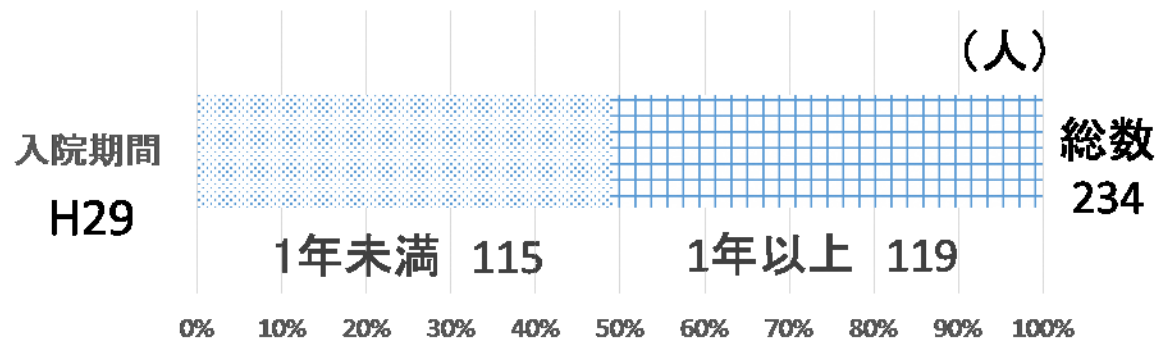
# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



# 文京区における精神疾患をもつ患者の入院状況

- 文京区の精神疾患による入院患者の在院期間は、1年以上が119人である。
- 東京都の精神病床からの退院者の約1/3が、1年以内に再入院している。

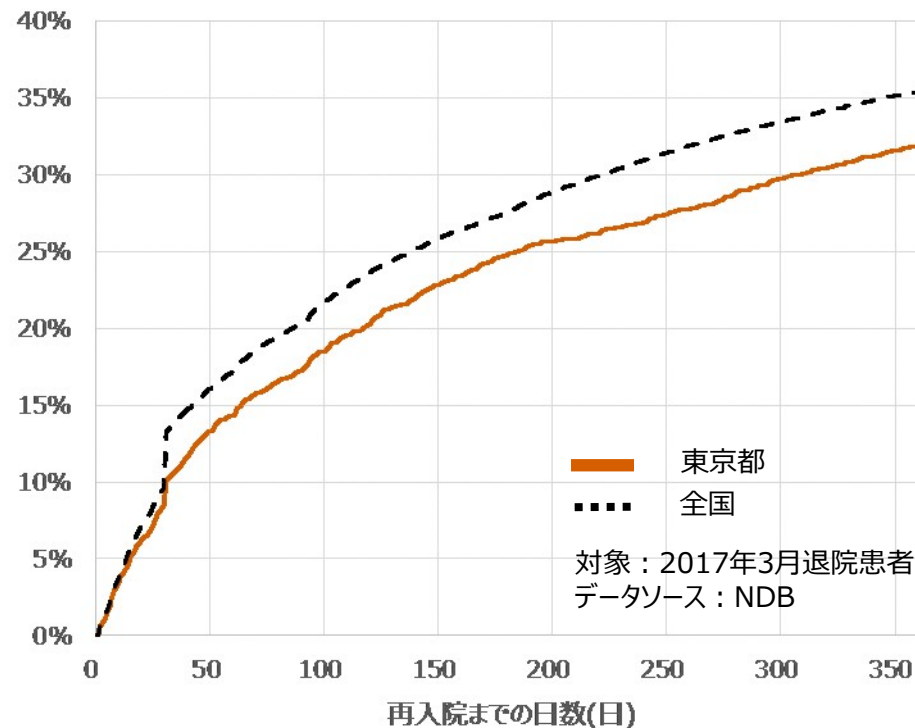
## 精神疾患による入院患者の在院期間(文京区)



出典: 29年精神保健福祉資料

## 精神病床からの退院者の再入院率(東京都)

### 平成29年: 再入院率



出典: 29年精神保健福祉資料

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のために

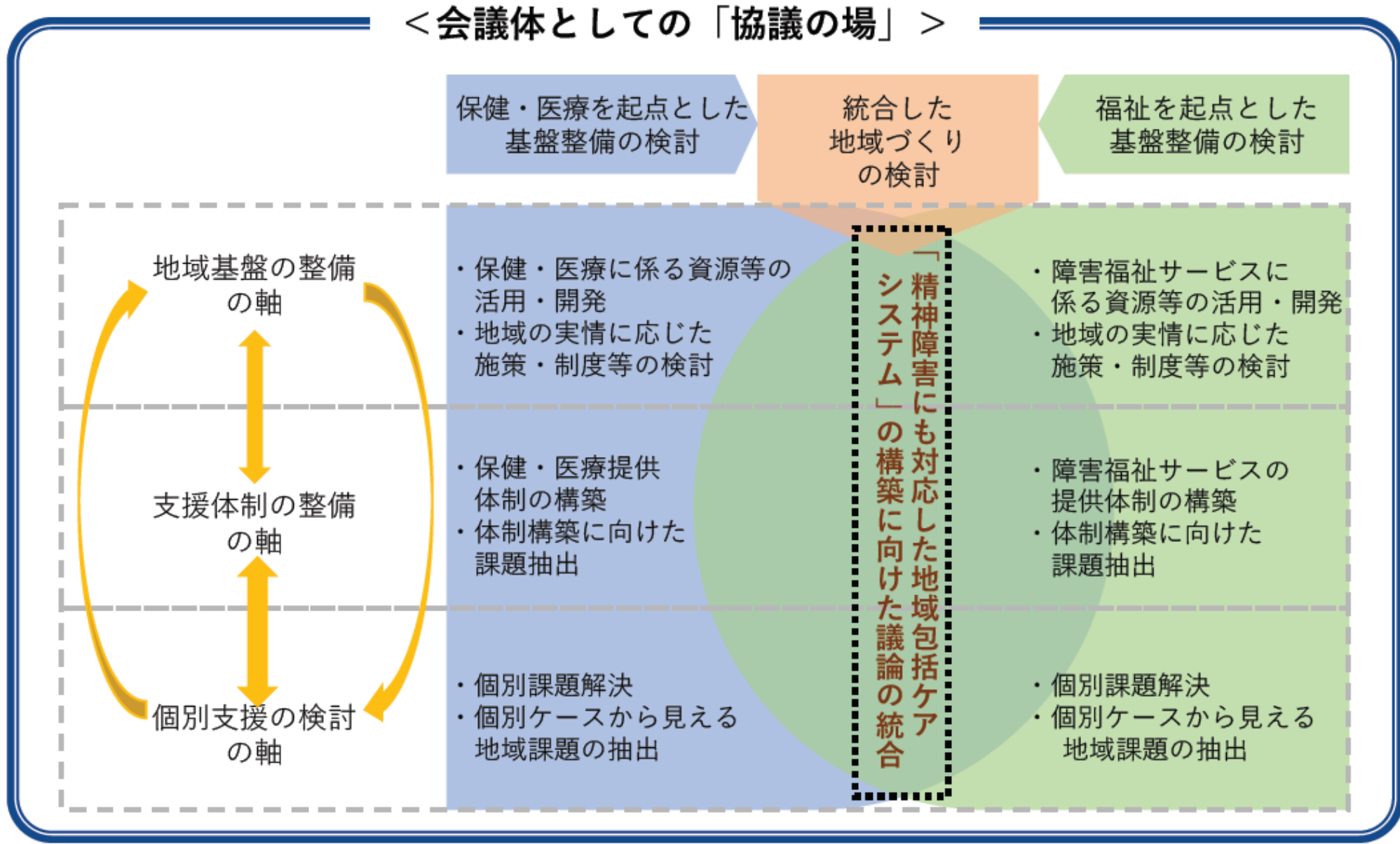
### 第5期障害福祉計画(厚生労働省)

H32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

➤文京区地域福祉保健計画 保健医療計画(平成30～35年度)  
精神障害者の地域生活支援体制の充実

➤文京区地域福祉保健計画 障害者・児計画(平成30～32年度)  
「自立に向けた地域生活支援の充実」において、地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

# 協議の場の機能（横軸）と協議内容の構造（縦軸）の概念





# 文京区における、協議の場の機能と協議内容の構造(案)

